

○財務省告示第八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十八年十二月八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十七回、第四百十一回、第四百四十二回、第四百四十八回、第四百四十九回、第四百五十一回、第四百五十二回、第四百五十四回及び第四百五十七回）、利付国庫債券（三十年）（第七回、第十九回、第二十二回、第二十一回、第二十三回、第二十七回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十回、第四十三回、第四十六回、第四十八回、第四十九回、第五十回及び第五十一回）及び利付国庫債券（四十年）（第二回、第四回及び第八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

四 発 行 方 法	五 募 入 決 定 の 方 法	六 発 行 額	七 払 込 金 額	八 最 低 額 面 金	九 振 替 単 位	十 十 一 発 行 行 価 格 日	十 十 二 三 利 率 の 経 過 払 込 み
振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する）を加算する。	る。値をい。募した者が加算する。 る。数値を競争に付して行われる。入 じ。を競争に付して行われる。入 札に。よる発行の利率の差の 各申込みのうち、利率の差の さいも。からその応募額を順次 割り当て。る。その応募額を順次 額面金額で三十九億九千九百五十三万 五千万円	五千万円	六千万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。二十年十二月八日 平成二十八年十二月八日 発行対象国債ごと、に面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$	（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額を加え、次の算式によ り算出た金額を払込期日に払 込むものとする。

十四 利 子

十五 十六 十七 償還金の基額

十八 十九 二十 元利金の支払者 入札参加 払込期日

各発行対象国債の額面の利率の子に日同  
100×各発行対象国債の発行日が発行日  
支規定（払する日）の発行日（発行日）  
日数（利子）の発行日（発行日）  
第十号に規定する発行日後の各

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の発行日（発行日）  
と、各支払期において、次の  
算式により算出し、その額を支払  
う。ただし、支払期が銀行休業  
日に当たるときは、その翌営業  
日に支払う（償還期限に  
同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1／2

（別表のとおり）

額面金額のつぎ、平成二十  
八年十二月六日付で、本証券業  
協会が発した公社債店頭売買  
参考統計表に掲載された平均  
値の単利日利回り（平成十八  
年十二月六日午前九時以前に  
された場合）は、訂正後の当該

日本銀行（と）する。訂正後の  
当該

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年十二月八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年)第三十七回	一・七%	日年平六成 月四二十四	二百九十億 円
利付国庫債券 (二十年)第四十一回	一・七%	十年平日十成 月四二十四	七十億 円
利付国庫債券 (二十年)第四十二回	一・八%	十年平日十成 月四二十四	百四億 円
利付国庫債券 (二十年)第四十八回	一・五%	日年平六成 月四二十六	四十五億 円
利付国庫債券 (二十年)第四十九回	一・五%	日年平六成 月四二十六	八十七億 円
利付国庫債券 (二十年)第五十一回	一・二%	十年平日十成 月四二十六	五億 円
利付国庫債券 (二十年)第五十二回	一・二%	日年平三成 月四二十七	五十四億 円
利付国庫債券 (二十年)第五十四回	一・二%	日年平九成 月四二十七	十億 円
利付国庫債券 (二十年)第五十七回	〇・二%	日年平六成 月四二十八	三百億 円

（（利 第三付 三十年 五）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 四）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 三）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 二）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 一）回 ）券 ）	（（利 第三付 三十年 回）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 七）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 三）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 一）回 ）券 ）	（（利 第三付 二十年 回）回 ）券 ）	（（利 第三付 十九年 回）回 ）券 ）	（（利 第三付 七年 回）回 ）券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	日年平 九成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十八	十年平 日十成 二月 二十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 五成 月四 二十四
二百十 億円	億三 円百 六十五	億四 円百 七十九	百五 億円	四十 二億 円	七十 二億 円	三億 円	円百 六十七 億	十五 億円	十三 億円	一億 円	十九 億円

（（利 第四付 二十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 五十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 五十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 四十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 四十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 四十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 四十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 四十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 三十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 三十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 三十年 回）） （庫 債 券）	（（利 第三付 三十年 回）） （庫 債 券）
二 ・ 二 %	○ ・ 三 %	○ ・ 八 %	一 ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %
日年平 三成 月六 二十一	日年平 六成 月五 二十八	日年平 三成 月五 二十八	十年平 日十成 月二 五月 二十七	日年平 九成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	日年平 六成 月五 二十六	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四
一 億 円	五 十 億 円	四 十 七 億 円	億二 百八 十九	二 十 一 億 円	二 億 円	一 億 円	七 十 七 億 円	億五 百三 十六	三 十 億 円	円四 百十 六億	四 十 億 円

(利付 第四十 八年回 国庫債 券)	(利付 第四十 八年回 国庫債 券)
一 ・ 四 %	二 ・ 二 %
平 三 成 六 月 二 十 七 日	平 三 成 六 月 二 十 三 日
十 四 億 円	十 億 円